

青森県報

第二千八百九十一号

平成二十年

二月六日

(水曜日)

目次

字区域の変更	(市)	一
介護保険法による居宅サービス事業者の指定	(振興町)	二
介護保険法による指定居宅サービス事業者の居宅サービス事業の廃止の届出	(高)	二
介護保険法による指定居宅介護支援事業者の居宅介護支援事業の廃止の届出	(保)	二
介護保険法による介護予防サービス事業者の指定	(齡)	二
介護保険法による指定介護予防サービス事業者の介護予防サービス事業の廃止の届出	(福)	二
介護保険法による指定介護予防サービス事業者の介護予防サービスの廃止の届出	(祉)	二
障害福祉サービス事業者の指定	(課)	二
障害福祉サービス事業者の指定	(課)	二
障害福祉サービス事業者の指定	(課)	三
保安林の指定予定	(林)	三
公告	(政)	三
土地改良事業施行の同意	(局)	三
右	(同)	四

告示

青森県告示第八十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、む

つ市長からむつ市の字の区域を次のとおり変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十年二月六日

青森県知事 三 村 申 吾

むつ市大字大平字荒川山国国有林二八林班ち小班、二八林班ほ、小班で、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十一条第一項第一号の規定による国土交通省告示（平成十四年告示第九号）で定められた平面直角座標第十系を用いて得た次の三三三の点から三四の点までの点を順次連結する線及び三三三の点と三四の点を結ぶ線で囲まれる区域を大字大平字荒川に編入する。

三三三	点	X座標	+一四四七三・九六メートル
		Y座標	+二五七四一・七七メートル
四二	点	X座標	+一四四六八二・四七メートル
		Y座標	+二五七四九・三六メートル
四三	点	X座標	+一四四六八三・九八メートル
		Y座標	+二五七七二・二二メートル
四四	点	X座標	+一四四六七二・五八メートル
		Y座標	+二五八二二・八二メートル
四五	点	X座標	+一四四六五〇・五九メートル
		Y座標	+二五八六四・一六メートル
四六	点	X座標	+一四四六四三・七九メートル
		Y座標	+二五八九一・〇六メートル
四七	点	X座標	+一四四六〇七・二一メートル
		Y座標	+二五九〇一・四八メートル
四八	点	X座標	+一四四六〇二・八九メートル
		Y座標	+二五九一五・七四メートル
四九	点	X座標	+一四四六四三・四五メートル
		Y座標	+二五九三五・三七メートル
五〇	点	X座標	+一四四六三五・六一メートル
		Y座標	+二五九五一・〇一メートル
三八	点	X座標	+一四四六八八・七一メートル

青森県告示第八十二号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十年二月六日

青森県知事 三 村 申 吾

三七	点	Y座標	+ 二五九六二・一六メートル
		X座標	+ 二四四七〇・二・六七メートル
		Y座標	+ 二五九三一・三・三メートル
三六	点	X座標	+ 二四四七一・八・二二メートル
		Y座標	+ 二五八七五・九・八メートル
三五	点	X座標	+ 二四四七三・一・六二メートル
		Y座標	+ 二五八二三・七・四メートル
三四	点	X座標	+ 二四四七二・六・五八メートル
		Y座標	+ 二五七五五・二・二メートル

氏名又は 名称又は 名称	指定居宅サービス事業者			
	主たる事務所の所在地又は住所	居宅サービスの種類		
合同会社介護サービス事業所和	下北郡東通村大字白糠字家ノ上四三の四	訪問介護		
名称又は 名称	行 う 事 業 所	居宅サービス事業を 行 う 事 業 所	所在地	指 定 年 月 日
				平成 二〇・二・三

青森県告示第八十三号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条の規定により、次の指定居宅サービス事業者から居宅サービス事業を廃止した旨の届出があったので、同法第七十八条第二号の規定により公示する。

平成二十年二月六日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は 名称	主たる事務所の所在地又は住所	居宅サービスの種類	行 う 事 業 所	廃 止 年 月 日
社会福祉法人博陽会	弘前市大字鷹匠一六の一	通所介護	弘前市大字鷹匠一六の一	"
有限会社あおぞら	十和田市西十五番町三〇の六	訪問介護	十和田市西十五番町三〇の六	平成 一九・三・三
医療法人聖誠会	弘前市大字新町一五一	通所介護	弘前市大字土手町二一の一の五	平成 一九・三・元
社会福祉法人オリーブ会	弘前市大字鷹匠一六の一	通所介護	弘前市大字鷹匠一六の一	"
社会福祉法人博陽会	弘前市大字小沢山崎四四の九	訪問介護	弘前市大字小沢山崎四四の九	"

青森県告示第八十四号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十二条の規定により、次の指定居宅介護支援事業者から居宅介護支援事業を廃止した旨の届出があったので、同法第八十五条第二号の規定により公示する。

平成二十年二月六日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は 名称	主たる事務所の所在地	行 う 事 業 所	廃 止 年 月 日
青森保健生活協同組合	青森市東大野二丁目九の二	居宅介護支援事業を 行 う 事 業 所	平成 一九・二・三〇
青森保健生活協同組合	青森市東大野二丁目九の二	あおもり協立病院	"
青森保健生活協同組合	青森市東大野二丁目九の二	ケアサポートすみれ	"

社団法人慈恵会	青森市大字安田 一三三	ユニット型介護 老人保健施設青 照苑	青森市大字羽白 字野木和四五	"
医療法人昆仁会	八戸市大字市川 の八九	ききょう居宅介 護支援センター	八戸市大字市川 の八九	三〇・一・一
社会福祉法人博 陽会	弘前市大字小沢 字山崎四四の九	社会福祉法人博 陽会希望ヶ丘居 宅介護支援事業 所	弘前市大字小沢 字山崎四四の九	一九・三・三

青森県告示第八十五号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の九第一号の規定により公示する。

平成二十年二月六日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護予防 サービス事業者	名称又は 氏名	主たる事務所の 所在地又は住所	介護予防 サービスの 種類	介護予防サー ビス事業を 行う事業所 の名称	所在地	指定 年月日
	合同会社介 護サービス 事業所和	東通村大字白糠 字家ノ上四三の 四	介護予防 訪問介護	介護サービ ス事業所和	東通村大字白糠 字家ノ上四三の 四	平成 二〇・一・三

青森県告示第八十六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の五の規定により、次の指定介護予防サービス事業者から介護予防サービス事業を廃止した旨の届出があったので、同法第百十五条の九第一号の規定により公示する。

平成二十年二月六日

青森県知事 三 村 申 吾	指定介護予防 サービス事業者	名称又は 氏名	主たる事務所の 所在地又は住所	介護予防 サービスの 種類	介護予 防サー ビス事業を 行う事業所 の名称	所在地	廃 止 年月日
	社会福祉法 人博陽会	弘前市大字小沢 字山崎四四の九	介護予 防訪問 介護	希望ヶ丘訪 問入浴介護 事業所	弘前市大字小沢 字山崎四四の九	"	"
	有限会社あ おぞら	十和田市西十五 番町三〇の六	訪問予 防介護	ヘルパ ーシ ョ ン あ お ぞ ら	十和田市西十五 番町三〇の六	平成 一九・三・三	"

青森県告示第八十七号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十年二月六日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サー ビス事業者	名称	主たる事務所の 所在地	障害福祉 サービスの 種類	障害福祉サー ビスを行う 事業所の 名称	所在地	指定 年月日
	特定非営利 活動法人あ ゆみの会	三戸郡階上町蒼 前一西六丁目九 の一七八メゾン 桃子一号	就労継 続B型 支援	すまいる工 房	三戸郡階上町蒼 前一西六丁目九 の一七八五	平成 二〇・三・一

青森県告示第八十八号

次のとおり森林を保安林に指定する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第 二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十年二月六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 保安林予定森林の所在場所
西津軽郡深浦町大字松神字下浜松三二の六（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び深浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

土地改良事業施行の同意

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において読み替えて準用する同法第十条第一項の規定により、弘前市に係る次の土地改良事業の施行に平成二十年一月二十四日同意したので、同法第九十六条の二第七項の規定により公告する。

平成二十年二月六日

中南地域県民局長 九 戸 眞 樹

- 一 事業名 基盤整備促進（農業用排水施設整備）
- 二 地区名 大堰

土地改良事業施行の同意

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において読み替えて準用する同法第十条第一項の規定により、弘前市に係る次の土地改良事業の施行に平成二十年一月二十四日同意したので、同法第九十六条の二第七項の規定により公告する。

平成二十年二月六日

中南地域県民局長 九 戸 眞 樹

一 事業名 基盤整備促進（農業用排水施設整備）

二 地区名 古沢堰

（発行者・発行人） 青森市長島一丁目一番一号 青 森 県	（印刷所・販売人） 青森市第一問屋町二丁目番七七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円一銭
------------------------------------	--	------------------------------